

(2) いじめを未然に防止するために

ア 教師が行うべきこと

要 点

- 児童生徒同士の心のつながりを育む取組を意図的・計画的に行うことが必要
- 普段から児童生徒と密接に関わり、児童生徒理解に努め、児童生徒の立場に立って気持ちを受け止めることが必要
- 普段から、教師同士及び教師と保護者との密な情報交換が必要
- カウンセリングマインドを生かした生徒指導が必要

(7) 居心地のよい学級づくり

いじめを未然に防止するためには、児童生徒にとって居心地のよい学級づくりを進める必要があります。そのためには、以下の3つの“つながり”を深める取組を積極的に行わなければなりません。いじめはなくなるという見方もありますが、教師の取組によってなくせるいじめはあります。また、知らず知らずのうちに、教師がいじめの原因をつくってしまっていたり、いじめに荷担してしまっていたりすることもあります。まずは、教師自身が人権感覚を高め、いじめをなくすという強い意志を持って様々な取組を積極的に行うことが大切です。

a 「児童生徒」間のつながり

いじめのほとんどは教師や保護者といった大人のいないところで行われます。そこで、教師が休み時間に校内の見守りを行うなど、教師の死角となる場所や時間を減らす取組が行われていますが、見守りには限界があるのも事実です。

児童生徒支援には、教師が個別に対応する支援だけでなく、児童生徒同士で支え合う関係をつくる支援や、児童生徒一人ひとりの心を育む支援があります。すべてを教師が受け止めようとするのではなく、児童生徒自身あるいは児童生徒同士で問題を解決する力を育てるとともに、いじめを「しない」「させない」「許さない」学級づくりに努めていくことが、いじめの未然防止には欠かせません。児童生徒自身の資質・能力や、児童生徒同士の心のつながりを育む取組を意図的・計画的に行うことが必要です。

b 「児童生徒」と「教師」のつながり

児童生徒に信頼される教師になることは、いじめ未然防止の観点からも大切です。信頼している教師からの温かな見守りがあってこそ、児童生徒は、学校が安全かつ安心できる場であることを実感でき、落ち着いて生活することができます。落ち着いた生活は居心地のよい学級の基盤であり、居心地の良さはいじめを未然に防止します。

いじめが起こってしまったとき、信頼できる教師でなければ、観衆や傍観者はもとより、被害児童生徒も教師に相談することはないでしょう。また、加害児童生徒に対して指導を

「いじめ未然防止プログラム」について

行う際も、信頼されていなければ教師の本意は伝わりません。

信頼されるためには、普段から児童生徒と密接に関わり、児童生徒理解に努め、児童生徒の立場に立って気持ちを受け止める指導を継続することが必要です。

c 「教師」と「教師」及び「保護者」のつながり

表4は、上記の聞き取り調査で得られたいじめの予兆です。加害児童生徒、被害児童生徒だけでなく、集団の雰囲気など、様々なところに予兆が見られます。これらの予兆を教師が敏感に感じ取ることが大切であるのは言うまでもありませんが、一人の教師が得られる情報量では不十分です。そこで必要なのは、教師同士の密な情報交換です。各種会議等はもちろんですが、「〇〇さんの様子が最近少し気になるんだけど…」というような普段の会話の中での情報共有が予兆の早期発見には欠かせません。

また、連絡帳や電話、家庭訪問などで普段から保護者と情報共有し、学校と家庭が一体となって児童生徒を共に見守り、育んでいく体制を整えておくことも必要です。

表4 いじめの予兆

項目	内容
加害者の変化	・特定の児童生徒が発表したとき等に笑ったり、目配せしたりする ・ストレスfulな様子が見られる
被害者の変化	・いつもと違う仲間といたり、一人で過ごしたりしている ・元気がない、反抗的など、様子がいつもと違う ・教師へいつも以上に接触を求めてくる ・部活動や登校日など、出席と関係ない部分で欠席をする
雰囲気の変化	・教師が現れたときなどに、「なんとなくおかしい雰囲気」を感じる ・言葉遣い、靴のかかとを踏んでいるなど、生活の乱れが見られる ・「いじり-いじられ」など役割が固定化されてきている

(イ) カウンセリングマインドに基づいた関わり

児童生徒との信頼関係を築いたり、保護者との協同体制を構築したりするには、カウンセリングマインドを生かした関わりが効果的です。カウンセリングマインドとは、カウンセリングの理論や技法を活用することであり、受容や共感という姿勢がその基盤となっています。話し手の考えや気持ちを受容し、正確に共感する姿勢は、話し手の安心感を育みます。話し手が安心できる場を聞き手が意図的に作ることによって、話し手は聞き手に信頼感を抱き、自分の素直な思いを語るができるようになります。そして、思いや考えを素直に顧みたり、事実を冷静に見つめ直したりすることができるようになるのです。児童生徒や保護者と話す際に安心の場を提供できる技能は、つながりを育むためにとても役に立ちます。

ただ、カウンセリングマインドは、良いことも悪いことも含めて相手の言動のすべてを肯定したり、甘やかしたりする姿勢であるという誤解もよく聞かれます。学校は教育の場である以上、児童生徒の間違いを指摘して正しい行動を指導しなければなりません。児童生徒の健全育成を目指すからこそ、保護者に対しても言うべきことは毅然と伝えなければ

「いじめ未然防止プログラム」について

いけません。カウンセリングマインドの理論でも、このような姿勢は大切にされます。ただ、そんな指導や事実伝達をする前に、相手との信頼関係を築き、相手にとっての安心の場を提供できなければ、指導する教師の意図は児童生徒に伝わりません。そこで、まずは、受容・共感によって安心の場を作りだそうということなのです。

そのためには、県立教育研修所の研修講座等を利用し、カウンセリングマインドの正しい知識や感覚を身につけたり、「傾聴技法」などのカウンセリング技法を習得したりすることが役立ちます。

「いじめ未然防止プログラム」について

イ 児童生徒に育みたいこと

要 点

- 児童生徒自らいじめを未然に防止するための資質・能力を育む必要がある
- 資質・能力を育む授業は実感を伴うものであることが大切
- 資質・能力を育む授業で得た知識・技能を活用する場面を設けることが効果的
- 教師からの働きかけと、児童生徒の主體的な取組との融合が望ましい

(7) 育みたい11の資質・能力

いじめの多くは教師の見えないところで行われているため、児童生徒自身や児童生徒同士でいじめを未然に防ぐ力を育むことが大切です。聞き取り調査の分析から、いじめ未然防止に資するものとして以下の11の資質・能力が得られました（表5）。

表5 児童生徒に育みたい資質・能力

資質・能力	育むための取組
① ストレスマネジメント能力	・自己のストレスに関する知識や正しい対処法を身につける取組
② セルフコントロール能力	・怒りや悲しみ等の感情による行動を自らが正しくコントロールできる力を身につける取組
③ 自尊感情・自己効力感	・自己の存在を大切なものであると認識し、集団の中で自分の力や存在を活かせると感じさせる取組
④ 思いやり・他者理解	・自分との違いを認め、尊重しながら、思いやりを持って接することができる能力を育む取組
⑤ コミュニケーション能力	・お互いが気持ちよく過ごせるコミュニケーションの在り方を身につける取組
⑥ 思いや考えの表現力	・自分の考えや気持ちを正しく表現できる力を育む取組
⑦ 仲間づくり・絆づくりに資する力	・仲間と共に楽しむ経験を通じて、集団の絆を育む取組 (年度当初や行事前などに行うと効果的)
⑧ 自治集団づくりに資する力	・子どもたちが自らの力で思考・判断・行動ができる能力を育む取組
⑨ 規律性	・集団生活のルールを守る集団づくり ・法律の学習などを通じて、「いじめは絶対に許されない」という気持ちと行動を育むための取組
⑩ 道徳性	・道徳性の向上に係る取組む (クラス開きの際に行うと効果的)
⑪ 相談・支援を求める力	・悩みを相談したり、自分一人では解決できないことを支援してもらったりする行動を、自ら進んでできる力を育む取組

自分を大切にできる力となる①ストレスマネジメント能力、②セルフコントロール能力、③自尊感情・自己効力感、他者と良好な関係を築く力となる④思いやり・他者理解、⑤コミュニケーション能力、⑥思いや考えの表現力、集団での生活を豊かにする態度に関わる⑦仲間づくり・絆づくりに資する力、⑧自治集団づくりに資する力、⑨規律性、⑩道徳性、⑪相談・支援を求める力、これらの力や態度を生み出す資質・能力を、学校や児童生徒の実態に合わせてバランス良く身につける取組が必要です（図1）。

これらの資質・能力を育むことを目的とした授業によって、知識を教えたり、考えさせたり、話し合わせたりして、知識としての理解だけでなく、実感を伴った習得を促すことが重要です。例えばコミュニケーション能力を育む「様々な自己表現を知ろう」の授業では、ロールプレイによって生徒に「攻撃的」「主張的」「非主張的」の3つの言い方を体験させ、気持ちの違いを実際に感じさせることによって習得を促します。

「いじめ未然防止プログラム」について

しかし、授業を行っただけでは、身につけたい資質・能力の習得はできても活用にまで応用できません。資質・能力に係る知識や技能が習得されていても普段の生活の場で活用されなければ、いじめ未然防止に役立つことはありません。活用のためには、授業で得た知識や技能を、学校生活の中で活用する場面を意図的・計画的に設けるなど、習得と活用を一体化した取組が必要です。

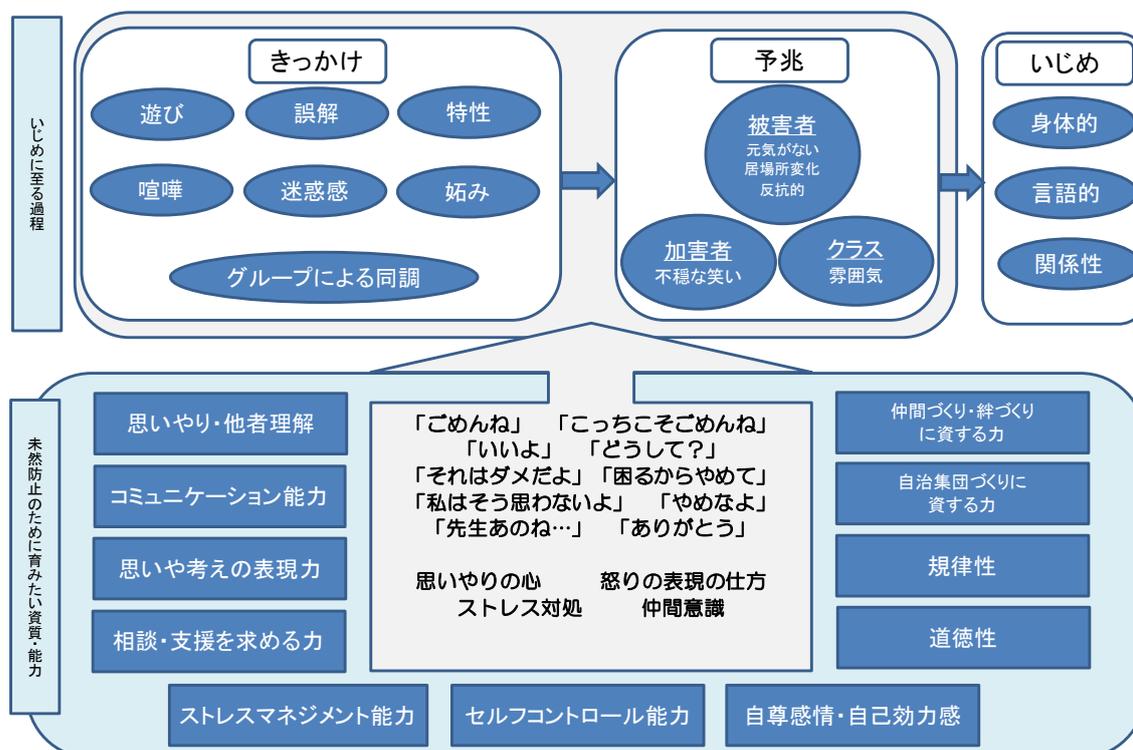


図1 いじめに至る過程と未然防止

(イ) いじめを決して許さない集団づくり

いじめを決して許さない集団を作り出すためには、児童生徒の主体的な取組が不可欠です。例えば、児童会や生徒会においていじめ未然防止に係る取組を企画及び実施することによって、児童生徒が自らの問題として主体的にいじめに向き合うことが期待できます。また、授業で学んだ11の資質・能力を活用できる行事等を、児童生徒が運営することによって、教師による授業と児童生徒による取組が繋がり、主体的に11の資質・能力を体得することができます。それらの充実のためには、児童生徒にいつ、何を、どのように、どこまでやらせるのか、それをどう学校全体の取組に融合させていくのかなど、事前に十分な議論と緻密な計画を行う必要があります。

この「いじめ未然防止プログラム」には、11の資質・能力を取り扱う「授業プラン」だけでなく、「授業プラン」の活用例となる「特別活動プラン」も掲載されています。児童生徒が主体的にいじめ未然防止に取り組む集団となるために、学校の実態に合わせて利用してください。